

災害等による店舗等の休業損失を補償する

休業補償共済



経営者の皆さんへ

万一、あなたの店舗や事業所などが災害にあったとき、復旧までの休業期間の補償について考えたことがありますか？

「休業補償共済」は企業が災害等によって休業した場合に、その損失を補償する制度です。

- 店舗または事務所等が火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹災^{ひょう}・雪災、水災等の事故により損害を受け、営業活動が阻害された場合に休業損失を補償します。
- 隣接する他の店舗の事故等で休業せざるをえなくなったときにも補償されます。
- 電気・ガス・電話等の公共施設の事故による休業損失も補償されます。

共済金をお支払いする場合		
火災 	落雷 	破裂または爆発 
風災・雹災 ^{ひょう} ・雪災 	水災 	物体の落下・飛来・衝突等 
騒擾 ^{じょう} ・集団行動または労働争議に伴う暴力行為、破壊行為 	水濡れ ^ぬ ※ 	盗難 

※給排水設備に生じた事故や被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水^{いっすい}による水濡れ^ぬをいいます。

共済の対象の範囲

共済の対象は共済契約証書記載の建物等および共済契約証書記載の建物等の所在する敷地内にある被共済者の占有する物件とします。

共済の対象に含まれるもの

- 共済契約証書記載の建物等のうち、他人が占有する部分
- 共済契約証書記載の建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物
- 共済契約証書記載の建物等に通じる袋小路およびそれに面する建物等
- 共済契約証書記載の建物等と配管または配線により接続している次の①から④までのいずれかに該当する事業者の占有する電気、ガス、水道または電信、電話の供給、中継設備
 - ①電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
 - ②ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
 - ③水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者
 - ④電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者

用語の解説

粗利益

売上高から商品仕入高および原材料費（注）を差し引いた残高をいいます。

粗利益＝売上高－（商品仕入高＋原材料費）

（注）期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。

休業日数

復旧期間内の休業日数（注）をいいます。ただし、一部休業の場合は、復旧期間内の売上減少高等を考慮して公正に休業日数（注）の調整を行うものとします。

（注）定休日を除きます。

共済金額

共済契約証書記載の休業補償共済の共済金額をいいます。

復旧期間

共済金支払いの対象となる期間であって、共済の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間をいいます。ただし、共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も、共済契約書に記載された約定復旧期間を超えないものとします。

共済金額の設定について

共済金額の設定は、下記の計算により算出された1日当たりの粗利益の範囲内でご契約をおすすめしています。

【1日当たりの粗利益の算出方法】

$$\frac{\text{年間粗利益}}{\text{年間営業日数}} = \text{1日当たりの粗利益}$$

お支払いする共済金の算出方法

休業日数（90日限度）× 共済金額（1日当たり）＝ 共済金

風災、雹災^{ひょう}、雪災、水災の場合は復旧期間から事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数を支払います。

共済掛金

共 済 金 額	建 物 の 構 造		
	耐火造 A	鉄骨造 B	木 造 C
10,000円	750円	2,230円	3,200円
20,000円	1,500円	4,460円	6,400円
30,000円	2,250円	6,690円	9,600円
40,000円	3,000円	8,920円	12,800円
50,000円	3,750円	11,150円	16,000円

共済金額は1日当たりの粗利益を基準に1万円、2万円、3万円、4万円、または5万円とします。

他の共済契約等がある場合の共済金の支払いについて

（1）他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損失額を超えるときは、次の①、②のいずれかに定める額を共済金として支払います。

①他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合、この共済契約の支払責任額。

②他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合、次の算式によって算出した額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{共済金の額} = \text{損失額} - \text{他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額}$$

（2）損失が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損失について（1）の規定をおのおの別に適用します。

休業補償共済は火災共済の手続きと合わせてお申し込みください。

● 万一事故が発生した場合は

- 万一事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご連絡ください。

● ご契約できない物件

- 百貨店、スーパーマーケット、病院、ホテルおよび旅館（床面積が1,650㎡以上）
- 映画館および劇場（客室面積が660㎡以上）
- キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブおよびバー等（床面積が330㎡以上）
- 競馬場、競輪場、オートレース場および競艇場ならびにこれらの施設内の事業所
- 指定マーケット内の事業所
- 仮設興行場、仮設海水浴場および博覧会施設ならびにこれらの施設内の事業所
- 空港施設および鉄道輸送施設
- 屋外スポーツ施設（ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスコート、つり堀等を含む）およびこれらの施設内の事業所
- 動植物を育成する施設（ふ化場、養殖場、果樹園等を含む）

● 共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者またはこれらの法定代理人などの故意もしくは重大な過失または法令違反
- 共済の対象に対する加熱作業または乾燥作業
- 共済契約者または被共済者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 事故の際における共済の対象の紛失または盗難、万引き
- 冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊・変調または機能停止によって起こった温度変化
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 電気的事故による損害、機械の作動中に生じた損害
- 発酵または自然発熱の損害
- 給排水設備自体に生じた損害によって生じた損失
- 亀裂、変形その他これらに類する損害
- 核燃料物質の特性による事故
- 国または公共機関による法令等の規制
- 共済の対象の復旧または営業の継続に対する妨害

● ご契約の際にご注意いただきたいこと

- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。
- 共済契約者には共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項（以下「通知事項」といいます）に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に☆印が付されている事項が通知項目となります。
- このパンフレットは「休業補償共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」「重要事項説明書」をお読みください。

● 当組合における個人情報の取扱いについて

（１）個人情報の利用目的について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- ① 共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払および付帯サービスの提供
- ② 共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
- ③ 当組合、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供

（２）個人情報の第三者提供について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- ① 上記（１）に定める利用目的の範囲内において、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等と共同利用する場合
- ② 共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合
- ③ 共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先に提供する場合
- ④ 再共済契約の締結または再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合

詳細については、取扱代理所または当組合にお問合せください。

取扱代理所



新潟県火災共済協同組合

〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502

【受付時間】平日 午前8:30～午後5:15

（土・日・祝日、年末年始を除きます。）

2025年3月作成